

平成22年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成22年9月9日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	10番	池口公二
11番	吉田盛彦	12番	井潤治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	浦勝明	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	深見芳治	総務政策課 企画員	藪内博文
総務政策課 企画員	山本敏章	総務政策課 企画員	家高英宏
住民生活課長	廣井哲也	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	谷本芳朋
税務課長	和田精之	税務課企画員	平田敏隆

税務課企画員	菅谷雄二	産業建設課長	脇田英男
産業建設課 企画員	平田隆文	産業建設課 企画員	植本亮
産業建設課 企画員	三栖啓功	産業建設課 企画員	川口孝志
上下水道課長	木村勝彦	上下水道課 企画員	植本敏雄
教育委員会 生涯学習課長	山崎一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 32 号 第 4 次上富田町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 5 議案第 38 号 平成 21 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 39 号 平成 21 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 40 号 平成 21 年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 41 号 平成 21 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 42 号 平成 21 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 43 号 平成 21 年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 44 号 平成 21 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 45 号 平成 21 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 46 号 平成 21 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 4 議案第 4 7 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 4 8 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 4 9 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 0 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度上富田町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 1 報告第 2 5 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 1 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 2 報告第 2 6 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 3 報告第 2 7 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 1 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 4 報告第 2 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 1 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 5 報告第 2 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 1 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 6 議案第 5 4 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議案第 5 5 号 平成 2 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）

日程第 3 0 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算
(第 1 号)

日程第 3 1 議案第 5 9 号 町道路線の認定について

日程第 3 2 議案第 6 0 号 町有財産の処分について

開 会 午前9時30分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成22年第3回定例会を開会するにあたりまして、議員各位のご出席をいただきまして開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

なお、説明員の教育委員会笠松総務課長から欠席届が出ています。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第3回上富田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番、山本明生君、2番、木村政子君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

日程第3 諸般の報告

議長（奥田 誠）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

諸般の報告をいたします。

平成22年6月定例会以降の議員活動、並びに議員派遣の件、及び地方自治法第121条の規定により出席要求した9月定例会の説明員につきましては、お手元に配付していますのでお目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りにつきましては、本日、9日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（奥田 誠）

これで、諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成22年第3回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことにお忙しいところ、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

新聞やテレビ等で連日報道されています高齢者の所在不明問題につきましてのご報告を申し上げます。

上富田町の100歳以上の高齢者で戸籍上生存されているのは26名です。そのうち、最高齢者は150歳の方が1名ございます。いずれも住所不明で、住民基本台帳には記載されておりません。戸籍に残っている要因と考えられるのは、海外へ移住したまま死亡届が本籍地に通知されていないケース、身寄りがなく失踪して死亡届の提出がされていないケース、婚姻して除籍になっているが、記載誤り等により従前戸籍に残っているケース等が考えられます。

今後は、法務局と相談しながら戸籍削除の進めてまいりたいと考えていますので、ご理解をお願い申し上げます。

民主党への政権交代による新政府になって1年が経過しましたが、まだまだ不透明な地方財政であり、今後も厳しい状況が推察されます。

町としても行政改革に取り組んでいますが、職員の定員管理の適正化につきましては、職員数120名を目標に取り組んできたところ、平成9年には161名の職員が平成2

2年4月1日では120名となり、また、最近の6年間では31名削減し、目標は達成できましたが、平成23年3月末では120名を切ることになり、職員の負担増になるとともに住民サービスの低下が懸念されます。

こういった状況を踏まえまして、平成23年度の職員採用につきましては、4名の新規職員の採用に加え、県や人材育成センター等からの派遣等も念頭に置き、人事管理の充実、強化を図りたいと考えておりますので、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いいたします議案は、第4次上富田町総合計画基本構想の策定につきまして、平成21年度一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定が合わせて16件、報告事項として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告が合わせて5件、条例の一部改正が1件、平成22年度一般会計並びに特別会計補正予算が合わせて4件、町道路線の認定が1件、町有財産の処分が1件の29件であります。

なお、追加議案として、工事請負契約の締結について2件、物品売買契約の締結について1件及び人事案件が1件、本定例会中に上程させていただきますので、何とぞあわせてよろしく願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第32号につきましては、第4次上富田町総合計画基本構想の策定についてであります。

総合計画基本構想審査特別委員会におきまして、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ、本議会におきましてご承認を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議案第38号から議案第53号までの案件につきましては、平成21年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第25号から報告第29号までの5件につきましては、平成19年6月22日に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものでございます。

この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、

かつ公表しなければならないことになっています。

なお、この平成21年度のそれぞれの比率は、法で定められています基準内に、上富田町はなっております。

次に、議案第54号は、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。この条例につきましては、非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置の規定を定めるものでございます。

次に、議案第55号は、平成22年度上富田町一般会計補正予算（第3号）であります。今回、既定額に1億9,432万9,000円を追加し、予算総額を59億9,779万8,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、総務費では共同畜舎内管理棟の明け渡し請求訴訟業務委託料80万円、土壌改良剤製造大型共同作業場の清掃委託料80万円、改修工事請負費700万円及び改修諸材料費500万円を、また、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、町税等の歳入確保の業務を行う臨時職員2名の雇用経費について161万1,000円を措置しています。

民生費では、特別会計国民健康保険事業へ、国民健康保険システム改修経費として1,000万円の繰り出し、高速道路用地に係る荒堀池の売払収入をもって大谷総合センターの改修工事請負費及び備品購入費、大谷地区運営補助金を措置し、また、統合保育所用地調査委託料100万円並びに昨年に引き続きまして新型インフルエンザ補助金として195万3,000円を追加措置しています。

土木費では、高速道路推進費で新川工事用道路等用地購入費8,473万7,000円を措置しています。

教育費では、中学校野球部が全国大会へ出場しましたので、生徒クラブ活動振興補助金として100万円を措置しています。

また、スポーツセンター多目的グラウンドの人工芝生購入費として7,980万円を工事請負費から備品購入費への組み替え措置をしております。

災害復旧費では、救馬谷地区の地すべり対策等工事請負費2,300万円を措置しています。

一方、歳入につきましては、平成21年度からの繰越金、国、県補助金及び財産収入、町債及び基金からの繰入金等を見込み措置しています。

議案第56号は、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）でございます。今回、既定額に1,353万円を追加し、予算総額を18億2,765万6,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、国保連合会最適化に伴うシステム改修費として1,000万

円及び同システムに係る国保連合会負担金 351万1,000円を措置しています。

議案第57号は、平成22年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第1号)でございます。今回、既定額に81万3,000円を追加し、予算総額を10億8,189万7,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、平成21年度分介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の返還金として81万3,000円を措置しています。

議案第58号は、平成22年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第1号)です。今回、既定額に125万8,000円を追加し、予算総額を845万9,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、貸付対象者の増加により貸付金等125万8,000円を措置しています。

議案第59号は、町道路線の認定についてであります。この議案につきましては、救馬谷東線、延長206.8メートルについて、町道路線の認定をお願いするものでございます。

議案第60号は、町有財産の処分についてであります。この議案につきましては、特別会計宅地造成事業で保有しています岩崎字野田46番地の1、雑種地4,200平米につきまして、現在、有限会社浦上運送に賃貸していますが、同社から買い取りの申し出がございまして、宅地造成事業会計の累積赤字の解消を図るため、隣接地の山林も含めまして5,250万円で売却するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、本定例会に上程いたしました諸議案についての概要であります。詳細につきましては、担当課長、企画員より説明しますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第32号

議長(奥田 誠)

日程第4 議案第32号、第4次上富田町総合計画基本構想の策定についての件を議題とします。

この件については、上富田町総合計画基本構想審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付しておりますとおり委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

平成22年9月9日、上富田町議会議長奥田 誠殿。

上富田町総合計画基本構想審査特別委員会委員長池口公二。

委員会審査報告書。

平成22年第2回（6月）定例会において本委員会に付託された事件については、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1．事件番号、議案第32号。

2．件名、第4次上富田町総合計画基本構想の策定について。

3．審査年月日、平成22年7月22日、8月6日、8月11日、8月12日、8月24日。

4．審査結果、原案可決。

5．意見、別紙のとおり。

以上です。

議長（奥田 誠）

本件について、委員長の報告を求めます。

委員長、10番、池口公二君。

10番（池口公二）

審査特別委員会の審査報告をいたします。

議案第32号、第4次上富田町総合計画基本構想の策定についての件は、去る6月定例会において当特別委員会を設置し、付託され、閉会中の継続審査として審議を行いました。

委員会審査報告書を提出していますので、簡単にその内容をご報告させていただきます。

この審査にあたっては、5日間の日程で行いました。第1日目は審査日程及び審査方法を決定し、その後、第4次総合基本計画構想案の概要について改めて担当課より説明を受け、2日目から4日目にかけては3つの基本目標と、それに伴うそれぞれの施策の大綱について、職員で組織された策定委員会の4部会から順次説明を受けました。

基本目標の1つである「しあわせなまちづくり」に関する施策の大綱については民生部会より、2つ目の「教育と文化のまちづくり」については教育部会より、また、3つ目の「魅力あるまちづくり」については総務部会と産業建設部会より説明がありました。

各審査日においては、委員から施策の大綱等について、また、文章の表現に至るさま

ざまな質疑、意見が出されました。

例えば、「自立と協働」という言葉がよく出てくるが、住民と行政の役割分担や責任の所在などをどう位置づけしているのか等の意見もあり、当局側の答弁を聞きながら審議会の答申を尊重しつつ、町の将来を決める重要な計画にふさわしい白熱した議論が展開されたと思っています。

その結果、当委員会としては原案のとおり可決と決定いたしました。

なお、審査の結果を詳しく報告するのが本意ですが、別紙のとおり、各委員から出された主な意見と要望をまとめた意見書を添付していますので、朗読し、報告にかえさせていただきます。

意見書。

当委員会は、第4次上富田町総合計画基本構想（案）について慎重に審査した結果、今後の基本計画、実施計画の策定にあたり、下記のとおり意見を総括したので、適正なる対応を要望する。

記。

1．第1章、基本理念と将来像について、基本理念で第3次から第4次につながる発展、さらに協働をしていく主体、そこから発展して新しい形の公共に至るまでの過程、そこから公助、共助、自助へとつながる形の全体像をさらに明確にすること。

いずれにしても、これらを通して主体はどこか、その責任と義務権限を明解にして、基本計画や実施計画で主張する理念の展開をさせて策定されたい。

2．第5章、基本目標と施策の大綱に伴う今後の基本計画等の策定については、これまでの総合計画の実績、反省点を総括し、明るく豊かなまちづくりに向けて努力されたい。

3．第2節、施策の大綱で、「しあわせなまちづくり」の（3）児童福祉と子育て支援の推進にある養育機能の向上について、基本計画では保育行政等も含めた具体的な取り組みを示されたい。

「しあわせなまちづくり」の（5）環境保全の推進について、基本計画では分別収集計画の取り組み、自主活動への支援など、協働の中で行政が主体的、主導的役割を果たすものとされたい。

「教育と文化のまちづくり」の（3）人権意識の高揚と男女共同参画の推進について、男女共同参画社会の構築に向けたきめ細やかな施策を望みたい。

「魅力あるまちづくり」の（2）適正な土地利用の推進について、都市計画区域の用途地域指定が本意であるから、今後もさらなる検討をし、取り組みをされたい。

いずれについても、各委員さんからいろいろなご意見が出た中でのまとめでございます

す。

以上、簡単ですが、上富田町総合計画基本構想審査特別委員会からの審査報告書とさせていただきます。

議長（奥田 誠）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第32号に反対をいたします。

実は、私もその特別委員になっておりまして、審議の中でかなり詳しく聞かせていただいたのですが、さらにもう一度読み返しまして、確かにこれは大変なことが含まれているなという認識に至りました。

それはなぜかと言いますと、答申の説明のしょっぱなで、これからの行政そのものは、官から民へと協働の目的を持っていくんだというような説明がなされております。その中で、ずっと読んで、一連の中で出てくる言葉というのは「共助」ですね。協働という言葉なのです。これはまさに、私、勉強不足ですけど、総務省の文章とか、あるいは民主党が最近、鳩山内閣から菅内閣、2人の首相が所信表明演説の中に出てきた、「新しい公共」、この言葉にばっちり合致するのです。

そこで、まず1つは、新しい空間、つまり新しい空間というのは協働空間ですけども、これは複数の主体がなければできない問題なのです。その複数の主体が、いろんな場合、地域社会、地域の中では町内会であったりNPOであったり、あるいは企業であったりいろいろあるわけですけども、そういうものを全部ひっくめて、多元的な構成の中に新しい公共というのを作りだしていくと。そして、その中で協働というものをやっていくと。協働というのは、要するにその中から出てきて、結果どういうふうになっていくかと言いますと、1つは新しい空間という、公共の空間というのは多元的であるし、主体的には複数の主体がなければできない関係になりますので、行政が本来

果たす役割を住民へ転嫁するという方法であるということがよくわかってきました。

住民は、お金負担と労働提供に駆り出されると。そういうふうに組織されていくと。

また2つ目には、企業利益に行政業務を移行させていくという可能性。それからさらに、そういう中で地方自治体が新自由主義的変節を招いていくと。こういうことが予測されるわけです。

既に、上富田におきましてはまだそういう進み方はしていないのですけれども、保育所の民営化とか、いろいろありますけれども、国なんかでは独立行政法人なんかの問題とかいろいろ、病院を株式会社に経営させるとかというような問題とかいろいろあるわけですが、そういう、要するに企業利益に行政が向いていくと。例えば、地方自治体もそれにならった形で、この10年間に起こり得るであろうと。

その中で何が起きてくるかと言いますと、最終的には、地方分権、地方主権の中で国の義務が、あるいは負担をしなきゃならないものを全部廃止して、一括交付金にするという形での財政を切り捨てという形になってまいります。そういう中にこの計画がどっぴりつかったときに、どういうことが起こるか。恐らくそれは、保育所の民営化であり、また、文館などの運営の民営化であり、いろんな形の民営化が起こってくると。

そして、その結果どういうことが起こるかと言いますと、地方自治体の職員は、恐らく半数以下になるであろうと。そして、その半数以下の人たちは、地方官僚として、要するに重点的なものは全部その人たちが握ってリモートコントロールしながら、各協働という名のもとに、美しい協働という名のもとに、住民を駆り立てて、そして負担と労働を転嫁させていくということになりはしないかという危惧を、私はこの全体を読むことによって感じたわけです。

本来、私、これ、賛成を今日はせんなんと思っていたのです。ところが、よく読んでみると、これは危ないぞと。これは1人の地方議員として、私がこの今の時代、2010年9月9日に存在している議員の1人としては、これは見過ごすことはできない。ここで発言しておかなければ、10年後に、一体君たちは何をしていたのだと言われるようなことにならないために。そのときに、ああ、あのときの発言があったなと思いたせるように、私は発言しているわけであります。

なお、またこの問題につきましては、一般質問を通じまして、徹底的に理念の問題を町長さんとお話し合いをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

そういう意味で反対です。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、木本君。

9番（木本眞次）

議案第32号、第4次上富田町総合計画基本構想の策定について、賛成をいたします。

井澗さんはなかなか、自分の理念をいろいろとおっしゃっておいりましたけれども、僕もこれ、いろいろ読ませていただきました。

（「私の理念じゃありません」と井澗議員呼ぶ）

そういう中で、なかなか知恵を絞って、いろいろと工夫されて書かれているなと思いました。

そういうことで、議案第32号は、この基本構想案にあたっては、職員みずからによる策定委員会、また、住民代表による審議会を経て策定されたものであります。

これは、大変議論されていると思います。委員の方々も大変議論されてこういう結果になったと思いますけれども、そういう中で、基本目的、また施策の大綱等の内容を見ても、私たちにとって身近な基本構想になっていると思います。

これをもとに、今後、総合計画、また実施計画を策定し、明るく豊かなまちづくりに向けて取り組んでいきたいと思ひます。

ゆえに、私は議案第32号に賛成いたします。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第32号、第4次上富田町総合計画基本構想の策定についての件を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（奥田 誠）

賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第 5 議案第 3 8 号～日程第 2 5 報告第 2 9 号

議長（奥田 誠）

この際、日程第 5 議案第 3 8 号、平成 2 1 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第 2 5 報告第 2 9 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 1 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで 2 1 件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

なお、議案説明にあたっては、数字等は早口にならないように、わかりやすく説明するようお願いいたします。

会計管理者、浦君。

会計管理者（浦 勝明）

おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、私から、議案第 3 8 号の平成 2 1 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 5 3 号の平成 2 1 年度上富田町水道事業会計決算認定についてまでの 1 6 件につきまして説明させていただきます。

なお、議案に従い、それぞれの会計の収支状況を順を追って説明するのが本意であります。参考資料として決算総括表を添付しています。後ほど参考資料によりましてご説明をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、各議案につきまして説明をさせていただきます。

議案第 3 8 号、平成 2 1 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次に、議案第 3 9 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 4 0 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計老人保健

歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次、お願いします。

議案第 4 1 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 4 2 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 4 3 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 4 4 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 4 5 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 4 6 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 4 7 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 4 8 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 4 9 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 5 0 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第 5 1 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第52号、平成21年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第53号、平成21年度上富田町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成21年度上富田町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

それでは、各議案につきまして説明をさせていただきます。

それでは、お手元の参考資料の決算総括表により収支状況を説明させていただきますので、参考資料をお願いします。これは、平成21年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表です。

まず、議案第38号の一般会計につきましては、歳入総額は57億5,711万7,818円、歳出総額は56億5,897万4,074円で、歳入歳出差し引き額9,814万3,744円、うち翌年度繰り越し財源額1,431万6,000円、実質収支額につきましては8,382万7,744円となっております。これにつきましては平成22年度へ繰り越しております。

次に、議案第39号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額は17億615万2,326円、歳出総額は17億3,134万1,165円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じくマイナスの2,518万8,839円で、これにつきましては平成22年度からの繰り上げ充用で補てん措置してございます。

次に、議案第40号の老人保健につきましては、歳入総額は695万7,864円、歳出総額は695万3,625円で、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく4,239円で、平成22年度へ繰り越ししております。

次に、議案第41号の町営砂利採取碎石事業は、歳入総額は6,488万3,034円、歳出総額は6,477万3,961円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じく10万9,073円です。これにつきましても平成22年度へ繰り越しております。

次に、議案第42号の宅地造成事業は、歳入総額1億227万8,678円、歳出総額は5億8,143万6,174円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じくマイナスの4億7,915万7,496円で、これにつきましては平成22年度からの繰り上げ充用で補てん措置してございます。

次に、議案第43号の共同污水处理施設事業につきましては、歳入総額は6,501万2,572円、歳出総額は6,396万9,997円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じく104万2,575円、これにつきましては平成22年度へ繰り越してございます。

次に、議案第44号の宅地取得資金貸付事業は、歳入総額483万7,270円、歳出総額1,018万6,062円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じくマイナスの534万8,792円で、これにつきましては平成22年度からの繰り上げ充用で補てん措置してございます。

次に、議案第45号の住宅新築資金貸付事業は、歳入総額は2,673万4,524円、歳出総額は7,057万5,087円、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じくマイナスの4,384万563円で、これにつきましても平成22年度からの繰り上げ充用で補てん措置してございます。

次に、議案第46号の奨学事業につきましては、歳入総額は613万2,495円、歳出総額613万1,419円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じく1,076円で、平成22年度へ繰り越してございます。

次に、議案第47号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額は1億8,766万1,082円、歳出総額も同じく1億8,766万1,082円で、歳入歳出差し引き額はゼロとなります。

次に、議案第48号の公共下水道事業は、歳入総額は4億7,548万1,978円、歳出総額は4億6,274万615円で、歳入歳出差し引き額1,274万1,363円、うち翌年度繰り越し財源分は1,236万8,000円で、実質収支額につきましては37万3,363円となっております。これにつきましては平成22年度へ繰り越してございます。

次に、議案第49号の介護保険は、歳入総額は10億3,840万5,334円、歳出総額は10億3,780万2,505円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じく60万2,829円で、これにつきましては平成22年度へ繰り越してございます。

次に、議案第50号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額は1億9,765万406円、歳出総額は1億9,707万1,281円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じく57万9,125円で、これにつきましても平成22年度へ繰り越してございます。

次に、議案第51号の朝来財産区は、歳入総額は4,983万6,608円、歳出総額は4,976万8,677円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じく6

万7,931円で、平成22年度へ繰り越しております。

次に、議案第52号の西牟婁郡公平委員会は、歳入総額141万1,866円、歳出総額は131万2,905円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じく9万8,961円で、これにつきましても平成22年度へ繰り越してございます。

次に、議案第53号の水道事業で、収益的収入及び支出につきましては、歳入総額は4億7,234万7,966円、歳出総額は3億9,271万1,532円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じく7,963万6,434円となっております。なお、これにつきましては、経常利益は7,633万7,332円となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額は6,170万2,652円、歳出総額は2億1,437万4,155円で、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額とも同じくマイナスの1億5,267万1,503円となっております。これにつきましては損益勘定留保資金で補てんしてございます。

これらの合計では、歳入総額は102億2,460万4,473円、歳出総額は107億3,778万4,316円、歳入歳出差し引き額マイナスの5億1,317万9,843円、うち翌年度繰り越し財源額2,668万4,000円、実質収支額はマイナスの5億3,986万3,843円となっております。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜わりますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

報告第25号から報告第29号につきましてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

報告第25号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成21年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成22年9月9日、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に制定され、平成21年4月1日から全面的に施行されています。この法律によりまして、地方公共団体の長は毎年度前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率等とその算定基礎事項を記載した書面を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっており、監査委員の意見

書とともに今議会に報告するものであり、平成20年度決算から報告しているところがあります。

また、この法律においては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標を財政健全化比率として定めています。4つの指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会議決を受けることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ公認会計士、弁護士等による個別外部監査が強制適用になります。

また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し公表するとともに、早期健全化が著しく困難と認められるときには、総務大臣または知事が勧告を行うとされています。

次のページに監査委員さんの監査意見書を添付していますが、健全化の判断につきましては、1の実質赤字比率は普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。比率につきましては、実質赤字額がありませんのでハイフン表示をさせていただきます。早期健全化基準は15%です。

2番目の連結実質赤字比率につきましては、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計のすべてを含めての比率となります。比率につきましては、連結赤字額がありませんのでハイフン表示としています。早期健全化基準は20%です。

3の実質公債費比率につきましては、公債費の元利償還金等が標準財政規模に対してどの程度の負担かをあらわす指標で、普通会計、特別会計、公営企業会計のすべての会計と、一部事務組合、広域連合、及び紀南病院等、それぞれを含めた比率となります。平成19年度、20年度、21年度の3カ年平均であらわしています。比率は20.6%で、早期健全化基準は25%です。

4の将来負担比率につきましては、実質公債費適用分に公社、及び第3セクター等を含めたものが対象となっています。これは、一般会計の地方債の将来支払わなければならない可能性がある負担等の、現時点での残高を指標化したものであり、比率は180.2%で、早期健全化基準は350%です。

以上のとおり、上富田町の平成21年度財政健全化比率につきましては、4つの指標とも早期健全化基準内となっております。

続きまして、報告第26号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成21年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年

度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成22年9月9日、上富田町長小出隆道。

この報告第26号から報告第29号につきましては、公営企業の資金不足比率の報告であります。さきの財政健全化判断比率と同じく、監査委員の審査に付し、議会に報告し公表しなければならないとされています。

また、公営企業ごとにそれぞれの資金不足比率が経営健全化基準を超えますと、当該公営企業について早期健全団体と同様に、経営健全化計画の策定、個別外部監査等が求められます。

上富田町の公営企業に係る健全化の判断につきましては、宅地造成事業、この後報告します農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業会計の4公営企業が対象となり、公営企業ごとの資金不足比率で判断します。次のページに監査委員さんの審査意見書を添付してございます。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%となっておりますが、この4会計の公営企業につきましては、平成21年度の資金不足は生じていないため、資金不足比率はともにゼロとなっております。

続きまして、報告第27号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成21年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成22年9月9日、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第28号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成21年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成22年9月9日、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第29号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成21年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成22年9月9日、上富田町長小出隆道。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

以上を持って提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員の報告を願います。

11番、吉田盛彦君。

11番（吉田盛彦）

おはようございます。

平成21年度各会計の決算審査の報告をいたします。

8月2日から9月2日まで、各会計にわたり、井上代表監査委員とともに16会計を決算審査を行いました。

各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により、出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき審査をいたしましたところ、各会計にわたり計数は正確であり、内容的にも正当なものと認定をいたしました。

平成21年度の一般会計決算額を千円単位で申し上げますが、歳入57億5,711万8,000円、歳出で56億5,897万4,000円、歳入歳出差し引きでは9,814万4,000円になります。そのうち翌年度の繰越財源1,431万6,000円を差し引きますと、実質収支額は8,382万8,000円の黒字となっております。厳しい財政事情の続く中、行財政改革の効果があらわれたものと考えております。

歳出面におきましては、人件費の決算額が8億9,146万円で、前年度に比べ1.3%減少しております。これは、職員数の削減によるものであります。

物件費では、前年度に比べ9.1%増加しております。これは、平成21年度より国の雇用対策に基づく緊急雇用創出事業によるものでございます。

扶助費につきましては、前年度に比べ10.2%増加しております。これは、障害者自立支援給付金の法の改正による障害福祉サービス費の増によるものであります。

補助費等については、前年度に比べ31.7%増加しております。これは、前年度比繰り越し事業である定額給付金事業によるものであります。

決算額の構成比は、消費的経費58.2%、投資的経費14.5%、公債費等27.3%となっております。

歳出全体では、現在取り組んでいる行財政改革にもかかわらず、本年度の経常収支比率は91.7%、前年度と比べて改善は見られておりますが、依然として財政構造の硬直化の状態にあります。また、実質公債費比率については20.6%と、年々増加しております。今後は、今以上に事業等の精査を行い経費節減を図り、健全財政の維持運営

に努め、財政構造の弾力性を保持するよう一層の努力される旨を指摘しているところでございます。

一方、歳入面におきましては、自主財源が34.6%、依存財源65.4%の構成でありまして、自主財源の確保はもとより、国・県支出金等の依存財源の確保にも一層の努力をされるよう指摘しているところであります。

町税の徴収率は91.8%、収入未済額は1億1,767万2,000円でありまして、一般会計を通じて未収金の合計額は1億3,078万6,000円でございますが、今回が当局にしたら1%上乘せという徴収をしまして、それは完成できたことも評価したいと思っております。

未収金の徴収につきましては、地域経済活動の低迷に伴い、今後も厳しい状況が続くと思われませんが、公平負担が基本であり、その観点からも、一層の徴収率向上に努めるとともに、未納者の預金調査、差し押さえ並びに和歌山県地方税回収機構等を積極的に活用し、滞納整理に格段の努力をされるよう指摘をしているところでございます。

また、公営住宅料、保育料、各種料金を含めた未収金の徴収につきましても、万全を期されるよう要望しております。

一般会計の本年度末の町債の現在高は60億8,742万9,000円、前年度に比べて2.3%減少しております。

本年度の町債の借入金は5億480万円で、臨時財政対策債、公営住宅建設事業債、市ノ瀬橋改良事業債、生馬小学校耐震化改修事業債が主なものであります。

現在の町財政は多額の起債償還に追われ、財源運営は極めて厳しい状況下にあります。今後も行政需要はさらに多岐多様になるものと思われませんが、より一層効率的な行財政運営に努められ、上富田町の発展と町民の福祉向上に寄与されるよう要望をしております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入では17億615万2,000円、歳出では17億3,134万1,000円となり、差し引き2,518万9,000円の赤字となっております。

また、国民健康保険税の徴収率は75.9%、低い状況で推移をしております。今後、赤字解消に向けて取り組むとともに、より一層徴収率の向上に努められ、高齢化社会を踏まえた長期的観点から、健全な国民健康保険事業の運営を図るよう指摘をしているところでございます。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

本年度の赤字額は4億7,915万7,000円、前年度よりも減少は見られるものの、赤字額は大きく、恒常化しております。早急に保有財産の処分を含む年次計画を策

定し、財政健全化に向けて取り組まれるよう指摘をしております。

次に、特別会計共同汚水処理施設事業の未収金につきましては、抜本的な対策を講じるよう、また、宅地取得資金、住宅新築資金貸付事業の未収金につきましては、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合による貸付金の回収に取り組まれているが、今後、徴収率の向上になお一層の努力をされるよう要望をいたしております。

次に、水道事業会計であります。

本年度の実質収支につきましては、7,633万7,000円の純利益を計上しておりますが、依然として厳しい財政運営であり、今後も経費の節減に取り組むとともに、施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、また財政の健全化を図り、日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層努力されることを要望をしているところでございます。

その他、特別会計につきましても、審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、提出しております審査意見書に個別の意見を添付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査した結果、早期健全化基準や経営健全化基準を下回っているが、実質公債費比率については早期健全化基準の25%に対しまして20.6%、将来負担比率については早期健全化基準350%に対しまして180.2%に達しております。今後の地方債の借り入れについては十分留意されるよう指摘をしております。

以上で平成21年度決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

これをもって監査委員の報告を終わります。

10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

議長（奥田 誠）

再開します。

ただいま議題となっております日程第5 議案第38号、平成21年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第20 議案第53号、平成21年度上富田

町水道事業会計決算認定についての件まで16件については、6人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第5 議案第38号、平成21年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第20 議案第53号、平成21年度上富田町水道事業会計決算認定についての件まで16件については、6人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託し、閉会中の継続審査にすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任について、いかがいたしますか。

(「議長一任」の声あり)

議長(奥田 誠)

委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。議長において指名をいたします。

決算審査特別委員会委員に1番、山本明生君、5番、大石哲雄君、7番、沖田公子君、8番、榎本 敏君、9番、木本眞次君、12番、井濶 治君を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を、決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩をしますから、委員会を開催していただき正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

(委員長・副委員長の選出)

再開 午前10時57分

議長(奥田 誠)

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告をします。

委員長に7番、沖田公子君、副委員長に8番、榎本 敏君が就任されました。委員長始め、各委員の皆様方、ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

続けて議事に入ります。

先ほどの報告にありました、日程第21 報告第25号から日程第25 報告第29号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告するものです。

この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。質疑については、報告第25号から報告第29号までの5件を一括で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

日程第21 報告第25号～日程第25 報告第29号

議長(奥田 誠)

それでは、報告5件について一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

報告第 2 5 号から報告第 2 9 号の件については、以上で終わります。

日程第 2 6 議案第 5 4 号～日程第 3 2 議案第 6 0 号

議長（奥田 誠）

続いて、日程第 2 6 議案第 5 4 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件から日程第 3 2 議案第 6 0 号、町有財産の処分についての件まで 7 件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

よろしくお願いいたします。

議案第 5 4 号について説明させていただきます。

議案第 5 4 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

第 1 条、上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

改正の内容につきましては、第 1 3 条の 9 項を追加しまして、非自発的失業者に係る国民健康保険税の月割の規定を定めるものであります。この条文より、第 2 3 条の 2 で重複する字句を削除するものです。なお、施行期日は平成 2 2 年 4 月 1 日から適用するものです。

2 ページから新旧対照表を添付しています。お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

よろしくお願いいたします。

議案第 5 5 号、平成 2 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）。

平成 2 2 年度上富田町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,432万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,779万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

平成22年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、12款、分担金及び負担金で、既定額に、今回、1,380万円を追加し、9,115万4,000円と定めています。

14款、国庫支出金は、既定額に60万円を追加、15款、県支出金は、既定額に、3,912万7,000円を追加、16款、財産収入は、既定額に、1,446万円を追加、18款、繰入金は、既定額に、304万8,000円を追加、19款、繰越金は、既定額に、7,382万7,000円を追加、20款、諸収入は、既定額に、36万7,000円を追加、21款、町債は、既定額に、4,910万円を追加。

歳入合計では、既定額に、今回、1億9,432万9,000円を追加し、59億9,779万8,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款、総務費では、既定額に、今回、1,832万3,000円を追加し、7億9,690万9,000円と定めています。

3款、民生費は、既定額に、1,840万円を追加、4款、衛生費は、既定額に、686万6,000円を追加、5款、農林水産業費は、既定額に、772万1,000円を追加、6款、商工費は、既定額に、100万円を追加、7款、土木費は、既定額に、1億468万7,000円を追加、8款、消防費は、既定額に、36万8,000円を追加、9款、教育費は、既定額に、432万4,000円を追加、10款、災害復旧費は、既定額に、3,264万円を追加。

歳出合計では、既定額に、今回、1億9,432万9,000円を追加し、59億9,779万8,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

追加で、7、高速道路整備事業で、限度額3,830万円、8、単独災害復旧事業で、

限度額 1,080 万円としています。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算に変更ありません。お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、この7ページから9ページにつきましては、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出の方から説明させていただきますので、13ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款、総務費の1目、一般管理費では、既定額に80万円を追加し、4億1,952万7,000円と定めています。上富田町共同畜舎内管理棟の建物明け渡し請求訴訟業務委託料を措置しています。

財産管理費では、1,349万3,000円を追加。土壌改良剤製造大型作業場及び園芸土共同作業場の清掃委託料80万円、改修工事請負費700万円、改修諸材料費500万円、及び、土砂災害の危険箇所立地している要援護者施設6施設への防災行政無線受信機購入費69万3,000円を措置しています。

人権推進費では、23万円を追加。和歌山県人権啓発事業の委託事業として、映画「おとうと」上映費を措置しています。

地籍調査費では、補正額の変更はありませんが、調査測量委託料の減額による予算の組み替えを行ってございます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費では、161万1,000円を追加。町税等の歳入確保における徴収事務費等としまして、臨時傭人料120万1,000円ほかを措置しています。

次のページをお願いいたします。

賦課徴収費では、218万9,000円を追加。所得税の税務署との連携を図るため、国税連携システム委託料210万円及びエルタックスシステム使用料8万9,000円を措置しています。

指定統計調査費では、補正額の変更はありませんが、調査員、指導員の報酬減額による予算の組み替えを行ってございます。

3款、民生費の社会・児童福祉医療費では、1,000万円を追加。特別会計国民健康保険システム改修経費として繰出金を措置してございます。

大谷総合センター運営費では、740万円を追加。大谷総合センター改修工事請負費300万円、机等の購入費90万円、大谷地区運営補助金としまして350万円を措置してございます。

保育所運営費では、統合保育所用地調査委託料としまして100万円を措置しており

ます。

次のページをお願いいたします。

4款、衛生費の予防費では、430万4,000円を追加。保健師臨時傭人料、新型インフルエンザ委託料及び補助金で、195万3,000円を措置してございます。

清掃総務費では、一般廃棄物最終処分場の集中ピットポンプ(CODK)等の修繕料としまして、256万2,000円を措置しています。

5款、農林水産業費の農業総務費では、72万1,000円を追加。

小規模土地改良事業費では、700万円を追加。これにつきましては、荒堀・飛曾川池等改修工事請負費を措置してございます。

6款、商工費の商工総務費では、県の市町村消費者行政活性化交付金の内諾を受けましたので、悪徳商法等パンフレット作成費100万円を措置してございます。

7款、土木費の道路橋梁総務費では、300万円を追加。登記事務にかかる外部委託料を措置してございます。

道路橋梁維持費では、町道苔田線、南紀の台ほか、町道維持補修工事請負費1,680万円を措置しています。

高速道路費では、8,488万7,000円を追加。高速道路に伴う新川工事用道路土地購入費を措置しています。

8款、消防費の非常備消防費では、36万8,000円の追加で、消防団員の安全装備品としてLEDヘッドライト購入費を措置しています。

次のページをお願いいたします。

9款、教育費の事務局費では、和歌山県学校保健大会が西牟婁郡で開催されるにあたり、郡学校保健協会負担金8万円を措置しています。

教育振興費では15万3,000円の追加で、緑育推進事業「元気な森の子」を岩田小学校で実施する経費を措置してございます。

学校管理費では35万円を追加。中学校の水泳プール循環ろ過装置ポンプモーター等の修繕料を措置してございます。

教育振興費では、中学校野球部の全国大会出場にあたり、生徒クラブ活動振興補助金100万円を措置してございます。

公民館運営費では、111万2,000円を追加。朝来コミュニティセンター前広場の防球ネット修繕料、及び生馬公民館の椅子等運搬用台車購入費を措置してございます。

保健体育総務費では、110万円を追加。わがまちスポーツ補助金を受けて、「Jリーグジュニアチームと地元小学生の交流を図るため、体育協会への補助金を措置していません。

体育施設管理費では、52万9,000円を追加。スポーツセンター管理棟エアコン等の修繕料を追加し、多目的グラウンドの人工芝購入費として7,980万円を、工事請負費から備品購入費へ組み替え措置をさせていただきます。

10款、災害復旧費の単独災害復旧事業費では、3,088万5,000円を追加。主なものとしまして、次のページをお願いいたします。救馬谷地区地すべり対策調査設計業務委託料600万円、それから、救馬谷等地すべり対策工事請負費2,300万円を措置させていただきます。

単独災害復旧費では、50万円を追加、現年発生農地災害復旧事業費では、125万5,000円を追加措置させていただきます。

次の、21ページ、22ページの給与明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入を説明させていただきますので10、11ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源です。

12款、分担金及び負担金の3目、災害復旧費負担金は、既定額に1,380万円を追加しています。現年発生農地災害復旧事業負担金が30万円でございます。それから単独災害復旧事業負担金1,350万円を措置させていただきます。

14款、国庫支出金の災害復旧費国庫補助金は、現年発生農地災害復旧事業費補助金60万円を措置させていただきます。

15款、県支出金の総務費県補助金は、緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金で、町税等歳入確保における徴収事務事業費補助金として161万円、それから、防災行政無線受信機購入に要する補助として、要援護者施設通信手段整備事業補助金34万6,000円を措置させていただきます。

衛生費県補助金は、新型インフルエンザ予防接種補助金130万2,000円、土木費県補助金は、高速道路関連事業費補助金として3,360万5,000円を措置しています。

教育費県補助金は、105万1,000円を追加。緑育推進「元気な森の子」事業費補助金15万1,000円、わがまちスポーツ補助金90万円を措置しています。

商工費県補助金は、市町村消費者行政活性化交付金100万円を追加措置させていただきます。

総務費委託金は、21万3,000円を追加させていただきます。

16款、財産収入の不動産売払収入は、普通財産売払収入としまして荒堀池売却収入1,446万円を措置しています。

18款、繰入金では、財政調整基金繰入金194万8,000円、さわやか上富田ま

ちづくり基金繰入金 110 万円の、合計 304 万 8,000 円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

19 款、繰越金では、前年度繰越金 7,382 万 7,000 円を措置しています。

20 款、諸収入では、雑入で、消防団員安全装備品整備等助成金 36 万 7,000 円を措置しています。

21 款、町債では、土木費で、道路橋梁債、高速道路整備事業債でございます。3,830 万円を措置してございます。また、単独災害復旧事業債 1,080 万円の、合計 4,910 万円を措置してございます。

以上が今回の補正内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

私の方からは議案第 56 号と第 57 号についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第 56 号、平成 22 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）。

平成 22 年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,353 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 2,765 万 6,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

この会計におけます 7 月末現在の加入世帯数は 2,946 世帯、被保険者数は 5,549 名となっております。

2 ページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入からお願いします。

3 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金で、既定額に、今回、351 万 1,000 円を追加し、1 億 1,506 万 5,000 円と定めております。

以下、2 款、繰入金、1 項、他会計繰入金で 1,000 万円を追加し、1 億 6,801 万円、11 款、諸収入、3 項、雑入で、1 万 9,000 円を追加し、7,494 万 4,

000円。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、1,353万円を追加し、18億2,765万6,000円と定めております。

歳出です。

1款、総務費、1項、総務管理費で、既定額に、今回、1,351万1,000円を追加し、5,555万8,000円と定めております。

以下、11款、諸支出金、2項、返還金として、既定額はございません。今回、1万9,000円を補正しております。1万9,000円です。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、1,353万円を追加し、18億2,765万6,000円と定めております。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目直しをお願いいたします。

6ページをお願いします。

歳入です。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金で、351万1,000円、特別調整交付金でございます。

9款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金で、1,000万円です。これは、国保システム改修繰入金でございます。内容は、歳出でご説明させていただきます。

11款、諸収入、5目、雑入で、1万9,000円を補正しております。

次に、歳出をお願いします。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費で、13節、委託料、1,000万です。これは、国保連合会最適化に伴う国保システム改修費です。

2目、連合会負担金として、351万1,000円。これも国保連合会最適化システムに係る分担金となります。これにつきましては、新たに始まりますオンライン化システム構築に要する経費で、国保連合会最適化システムと申します。全国的なシステム構築となっております。医療保険事務の効率化を推進するため、保険医療機関等のレセプト、いわゆる診療報酬明細書の請求方法が、平成23年度以降、原則オンライン請求と変わります。それに伴いまして、現在、紙ベースで町で保管しておりますレセプトが、データとして国保連合会の方で一括保管、管理されることとなります。これによって、異動による変更処理など日常の業務の効率化が図れることとなります。

さらに、現在、町で行っておりますレセプトの点検業務なども、今後、国保連合会へ委託することも可能になりまして、そういうのを含めまして事務の効率化が図れると考

えております。

次に、11款、諸支出金、2項、返還金、1目、返還金で、1万9,000円。これにつきましては、平成21年度分の県特別調整交付金の返還金でございます。精算分となります。

以上でございます。

続きまして、議案第57号をお願いいたします。

議案第57号、平成22年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第1号)。

平成22年度上富田町の特別会計介護保険補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,189万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

この会計によります7月末現在の被保険者の数でございます。第1号被保険者、65歳以上の方でございますけれども、3,237名、第2号被保険者、40歳から64歳までの方です、5,234名。計で8,471名となっております。

なお、要介護認定者数につきましては、604名となっております。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

7款、繰入金、2項、基金繰入金で、既定額に、今回、81万3,000円を追加し、1,209万1,000円と定めております。

歳入合計としまして、既定額に、今回、81万3,000円を追加し、10億8,189万7,000円と定めております。

歳出。

5款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金で、既定額はございませんが、81万3,000円を追加しております。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、81万3,000円を追加し、10億8,189万7,000円と定めております。

3ページ、及び4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします

5 ページの歳入をお願いいたします。

7 款、繰入金、2 項、基金繰入金、2 目、介護給付費準備基金繰入金で、8 1 万 3 , 0 0 0 円。介護給付費準備基金からの繰入金でございます。なお、この繰り入れ後の基金残高は、2 , 5 5 7 万 8 , 0 6 7 円となります。

歳出。

5 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、1 目、償還金です。8 1 万 3 , 0 0 0 円でございます。これは、平成 2 1 年度分の介護給付費交付金支払基金返還金で 1 9 万円、平成 2 1 年度分地域支援事業交付金支払基金返還金で 6 2 万 3 , 0 0 0 円でございます。両方とも、2 1 年度事業の精算による返還金となっております。

以上でございます。ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

続きまして、議案第 5 8 号をご説明申し上げます。

議案第 5 8 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）。

平成 2 2 年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 2 5 万 8 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 4 5 万 9 , 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 2 年 9 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

1 款、財産収入の既定額に、今回、5 万円を追加、繰入金の既定額に、今回、1 2 0 万 8 , 0 0 0 円をそれぞれ追加しております。

歳入合計では、既定額に、今回、1 2 5 万 8 , 0 0 0 円を追加して、8 4 5 万 9 , 0 0 0 円と定めております。

歳出でございます。

歳出では、1 款、総務費の既定額に、1 2 5 万 8 , 0 0 0 円を追加して、歳出合計を 8 4 5 万 9 , 0 0 0 円と定めております。

3 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しのほどを

よろしくお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

歳入は、目、利子及び配当金の既定額に、今回、5,000円を追加。

奨学基金繰入金の既定額に、今回、120万8,000円を追加して、歳出合計では、既定額に、125万8,000円を追加して、845万9,000円と定めております。

今回の補正は、奨学金の貸与の額が確定しましたので、その分の差額分の補正でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

私の方から、議案第59号と60号についてご説明させていただきます。

まず、議案第59号、町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を認定する。

記。

別紙のとおり。

平成22年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

次ページをお願いいたします。

町道路線認定調書。

路線番号、1245。

路線名、救馬谷東線。この延長につきましては、206.8メートル、幅員につきましては、6.4メートルから8メートル。一部、1メートル程度の歩道が設置してございます。

起終点につきましては、起点、生馬317-110番地先から、終点、生馬317-152番地先になります。

位置につきましては、参考資料に位置図を添付してございますが、救馬谷地区の南、近畿クボタ和歌山から団地に通じる道路となります。この道路につきましては、所有者から寄付をいただいております。

このことにより、当町の町道認定路線数は611路線となり、延長215.6キロになります。

参考資料として認定路線調書を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

以上、何とぞご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第60号、町有財産の処分について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1. 売却物件 西牟婁郡上富田町岩崎字野田46番1、雑種地4,200平米ほか1筆。

2. 売却価格 2筆合わせて、一金5,250万円。

3. 契約の相手方 田辺市新庄町3193番地の12、有限会社浦上運送、代表取締役 浦上春義。

平成22年9月9日提出、上富田町長小出隆道。

内訳につきましては、次ページをお願いいたします。

内訳書。

所在につきましては、西牟婁郡上富田町岩崎野田46番の1、雑種地4,200平米と、848番地の1、山林1万506平米となっております。

計、面積につきましては、1万4,706平米、金額につきましては、5,250万円。この金額につきましては、昭和62年当時の購入価格並びに近傍価格を参照して、相手方と協議をして定めてございます。

場所につきましては、国道42号線交差点を白浜駅方面に右折をして、約二、三百メートル進んだところに、以前、町営の砂利置き場がございました。その場所になります。

この仮契約者の方とは、昨年7月に、雑種地1筆の土地契約賃貸を交わしており、今回、買い取りの申し出があり、町は、雑種地と山林の2筆を全部買収してほしいとの要望を伝え、当会計の累積赤字解消を図るため、協議の上、去る8月22日に仮契約を締結しました。

参考資料として仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決を得たときは、本契約が成立するものとなっております。

参考にですけれども、昭和62年の2筆の購入価格は4,708万円となっております。

以上、何とぞご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、9月14日午前9時30分となっていますので、ご参集を願います。

どうも本日はご苦労さまでございました。

延会 午前11時31分